

○木曾広域連合特定個人情報の取扱いに関する管理規程

〔平成 28 年 9 月 1 日〕  
規程第 42 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 管理体制(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 職員の責務(第 9 条・第 10 条)
- 第 4 章 特定個人情報の取扱い(第 11 条—第 21 条)
- 第 5 章 情報システムにおける安全の確保等(第 22 条—第 37 条)
- 第 6 章 業務の委託等(第 38 条)
- 第 7 章 安全確保上の問題への対応(第 39 条・第 41 条)
- 第 8 章 監査及び点検の実施(第 42 条—第 44 条)
- 第 9 章 補則(第 45 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、木曾広域連合（以下「当連合」という。）の保有する特定個人情報について、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、当連合の行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 当連合の保有する特定個人情報及び特定個人情報ファイルの取扱いは、木曾広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 12 年条例第 14 号。以下「条例」という。)及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程における用語の意義は、条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条の定めるところによる。

第 2 章 管理体制

(総括保護管理者)

第 4 条 連合長は、各課における保有特定個人情報の管理に関する事務を総括させるために、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、副管理者の職にある者をもって充てる。

(保護管理者及び保護担当者)

第 5 条 保有特定個人情報を取り扱う以下の各課及び施設に、保護管理者を置き、必要がある場合は、保護担当者を置くことができる。

(1) 総務課

(2) 健康福祉課

(3) 木曾寮

2 保護管理者は、課長又は所長をもって充てる。

3 保護管理者は、保有特定個人情報の適切な管理を確保する任にあたる。

4 保護管理者は、保有特定個人情報を取り扱う職員並びに各職員が取り扱う保有特定個人情報の範囲を指定する。

5 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課における保有特定個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第 7 条 連合長は、保有特定個人情報の管理の状況についての監査をさせるために、監査責任者を置き、保有特定情報の情報システムによる管理の状況を監査させるためにシステム監査責任者を置く。

2 監査責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

3 システム監査責任者は、木曾広域情報センター所長の職にあるものをもって充てる。

(管理体制)

第 8 条 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括保護管理者への報告連絡体制

(2) 保有特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損(以下「情報漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から総括保護管理者等への報告連絡体制

(3) 保有特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

(4) 保有特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

### 第 3 章 職員の責務

(教育研修)

第 9 条 総括保護管理者は、保護管理者、保護担当者及び職員に対し、保有特定個人情報の取扱いおよびセキュリティについて必要な教育研修を行う。

(職員の責務)

第 10 条 職員は、木曾広域連合個人情報保護条例及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有特定個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員は、保有特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

3 総括保護管理者及び保護管理者は、保有特定個人情報がこの規程等に基づき適正に取り

扱われるよう、職員に対して必要かつ適切な監督を行う。

#### 第4章 特定個人情報の取扱い

(アクセス及び複製等の制限)

第11条 保護管理者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有特定個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有特定個人情報にアクセスしてはならない。
- 4 職員が業務上の目的で保有特定個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有特定個人情報の複製

(2) 保有特定個人情報の送信

(3) 保有特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(訂正)

第12条 職員は、保有特定個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有特定個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第14条 職員は、保有特定個人情報又は保有特定個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有特定個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

- 2 特定個人情報ファイルを削除した場合又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

(取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該保有特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第16条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法に定められた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第 17 条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 18 条 個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第 19 条 番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第 20 条 保護管理者は、保有特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(管理区域)

第 21 条 保護管理者は、保有特定個人情報を管理する区域(以下「管理区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

#### 第 5 章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 22 条 保護管理者は、保有特定個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第 36 条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第 23 条 保護管理者は、保有特定個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第 24 条 保護管理者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有特定個人情報への不適切なアクセスの監視のため、必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第 25 条 保護管理者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 26 条 保護管理者は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、経路制御等の必要な措置を講ずる。

(情報漏えい等の防止)

第 27 条 特定個人情報を外部に送信する場合は、L G-WAN等のシステム環境を利用する等の通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第 28 条 保護管理者は、不正プログラムによる保有特定個人情報の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。

(情報システムにおける保有特定個人情報の処理)

第 29 条 職員は、保有特定個人情報について一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。

2 保護管理者は、前項の保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第 30 条 保護管理者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 職員は、前項の規定を踏まえ、その処理する保有特定個人情報について、当該保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第 31 条 職員は、情報システムで取り扱う保有特定個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有特定個人情報の内容の確認、既存の保有特定個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第 32 条 保護管理者は、保有特定個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第 33 条 保護管理者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第 34 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の管理等に関し必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出してはなら

ない。

(第三者の閲覧防止)

第 35 条 職員は、端末の使用に当たっては、保有特定個人情報が第三者に閲覧されないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第 36 条 保護管理者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する媒体・書類の移送手段)

第 37 条 この規程等の手続きに基づき、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

## 第 6 章 業務の委託等

(業務の委託等)

第 38 条 保有特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、特定個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書等に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止及び持ち出しの禁止等の義務
- (2) 情報提供ネットワークに関するシステム開発、運用及び保守に関する責任体制
- (3) 電磁的機械的障害の防止及び保守に関する事項
- (4) 設計文書及びマスターデータの秘密保持に関する事項
- (5) 再委託の制限に関する事項
- (6) 特定個人情報の複製等の制限に関する事項
- (7) 保有特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (8) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (9) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (10) 必要があると認められるときは、委託先に対して実地の調査を行う等の事項

2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき当連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、監督を行う。

## 第 7 章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第 39 条 保有特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。この場合において、情報漏えい等が外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染によるものであるときには、保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる（職員に行わせることを含む。）ものとする。

2 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

3 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を連合長に速やかに報告する。

4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

5 法令又は規程に違反した職員に対し、法令等に基づき厳正に対処する。

（公表等）

第 40 条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有特定個人情報の本人への対応等の措置を講ずる。

2 番号法第 28 条の 4 に元づく事実が生じた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会又は個人情報に基づく所管官庁に報告及び情報提供を行う。

（罰則）

第 41 条 番号法、関連する法令又は本規程に違反した職員に対しては、法令に照らして処分を決定する。

## 第 8 章 監査及び点検の実施

（監査）

第 42 条 監査責任者及びシステム監査責任者は、保有特定個人情報の管理を検証するため、第 2 章から前章までに規定する措置の状況を含む当連合における保有特定個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

（点検）

第 43 条 保護管理者は、各課における保有特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

（評価及び見直し）

第 44 条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有特定個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認

めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

#### 第9章 補則

第45条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。